

J U テントリ (展示車取引) クレーム・ペナルティー裁定基準

第1章 総則

1. 制定の目的

このルールは、株式会社JUCコーポレーション（以下、JUCという）が運営するJUテントリ（展示車取引）において、クレーム、ペナルティーの具体的運営事項を定めることにより、参加者への信用と利便性を向上させることを目的とします。

2. このルールの効力

このルールは、展示車取引運営規程の一部として定め、JUCは、これを遵守し、公平な運営を行うものとします。

第2章 出品

1. 出品者の申告義務

出品者は、展示車取引へ出品登録をするにあたり、必要事項を洩れなく、かつ、正確に入力しなくてはなりません。

また、出品者は掲載する画像または文字データで確認する事のできる装備、付属品等の欠品、不具合等について、JUCの判断でクレーム対象となる場合があることに留意しなければなりません。

なお、虚偽入力、誤入力、入力洩れ等があった場合は、すべて出品者の責任となります。

2. 出品者注意事項

出品者は、以下の事項に注意を払い、出品登録を行ってください。

①出品者は、不具合箇所・欠品等について申告する必要があり、紛らわしい申告の場合、JUCの判断によりクレームとなることがあります。

特にエンジン、ミッション等の重要箇所の不具合は誠実な申告を行ってください。また、内外装について申告と実際の車両に大きな差異がある場合も、JUCの判断によりクレームとなる場合があります。

②出品者は、成約車両の引渡しに際し、燃料切れにより車両移動に支障をきたすことの無いよう、十分な燃料を搭載する必要があります。

③車検付の車両を出品する場合は、出品登録時に車検年月、登録番号を入力する必要があります。出品車両は、ナンバープレートが装着されていることが出品の前提となります。

④出品登録時の注意事項欄は、車両の不具合（不良）内容を、不良箇所、状況とも具体的に申告するためのものです。また、標準装備品の欠品、社外品装着がある場合もその内容を申告してください。

申告洩れ、又は、紛らわしい申告内容であるとJUCが判断した場合はクレームとなることがあります。

- ⑤出品登録時のセールスポイント欄は、出品車両のアピールポイント（純正・社外品を問わず装備品、ワンオーナー等）を入力するためのものです。なお、セールスポイントに入力できる装備品は、正常に作動することが前提となります。
- セールスポイントに入力した装備品が不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとなります。
- また、セールスポイント欄外に記載の場合であっても、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、JUCの判断により、セールスポイントと同等の扱いとすることがあります。
- ⑥出品車両の乗車定員は、出品登録時に入力する必要があります。
- バンの1列シート、ワゴン車の2列シートの乗車定員が未入力の場合等には、JUCの判断によりクレームとなることがあります。
- ⑦輸入車を出品する際は、ディーラー車・並行車、モデル年式、登録年月を入力する必要があります。
- なお、未入力の場合は、不明として取り扱います。
- ⑧出品登録時の色入力欄は、車体色と色コード（カラー番号）の双方を入力する必要があり、車体色と色コード（カラー番号）が異なっている場合は、色コードが優先となります。
- ⑨社外品は、出品申込書の注意事項申告欄に入力する必要がありますが、当該社外品が正常に機能しない場合は、その不良内容等を入力してください。未入力の場合は、JUCの判断によりクレームとなることがあります。
- ⑩出品登録時の装備品入力欄は、純正（メーカー・ディーラー）装備品のみ入力することができます。
- 社外品であるにも関わらず純正装備品として入力した場合はクレームとなります。なお、純正品が提出できない場合は値引き処理とします。
- ⑪ナビ・テレビ・オーディオ・エアコン等のリモコン、ナビCD、リモコンキー等の付属部品は、書類と共にJUCへ提出するものとします。出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でもJUCに責任はなく、出品者の責任としてクレームとなります。なお、出品者は、JUCが付属部品を依頼してから7日以内に対応しなければなりません。
- ⑫出品登録時の後日品欄は、書類と共に後日送付するものを入力してください。
- なお、後日品欄に記載がない場合でもセールスポイント欄や装備品欄に入力した装備品に関連する付属品等で、その動作に必要で重要な付属品であるとJUCが判断した場合はクレームになることがあります。
- ⑬エアバック装着車両（標準・オプション問わず）において、使用済・不良・欠品等の場合は、「エアバック修理要」、「エアバック欠品」、「エアバックランプ点灯」と入力する必要があります。入力のない場合はクレームとなります。なお、故意の隠蔽等、悪質であるとJUCが判断した場合は、クレーム裁定とは別に制裁を課すことがあります。
- ⑭特殊・特装車両等の出品は、特殊、特装部品が正常に作動することを前提とし、正常に作動しない場合は、ノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。また、車両本体と特殊・特装部品の年式に2年以上の隔たりがある場合は申告する必要があります。申告がない場合はクレームとなります。クレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、特殊、

特装部品の検査証・証明書等の必要書類の有無を入力して下さい。

- ⑮ワンオーナーとは、新車登録者名義から変更されていない車両を意味しますが、販売目的等でディーラーまたは専門店（古物許可証を持った法人および個人への登録）に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします。なお、リースアップ車両も含まれます。ただし、レンタカー、事業用等の登録歴があった場合は、ワンオーナーとはなりません。
- ⑯保証書とは、新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの、または保証継承が可能な状態であるものとし、メーカー保証期間が経過した車両は、保証継承ページが削除してある場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車両のものと確認できる場合に限り保証書とみなします。
- 保証書は、書類と共にJUCに提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でもJUCに責任はなく、出品者の責任としてクレームとなります。
- ⑰記録簿とは、最終使用者名義にて直近の法定点検（車検または12ヵ月点検）を行っているものとし、ただし、新車登録後12ヵ月未満の車両については、認証工場または指定工場による点検を1度でも受けた記録（日付、走行距離数等）があるものは記録簿とみなします。
- なお、法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。記録簿は、書類と共にJUCに提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でもJUCに責任はなく、出品者の責任としてクレームとなります。
- ⑱落札者からのクレーム申立に対し、部品支給で対応する場合は、原則としてJUCを経由することとしますが、出品者、落札者双方の合意があれば出品者から落札者へ直接送付することができます。この場合の送料は出品者負担となります。
- なお、出品者は部品対応することをJUCに申し出してから、7日以内に対応しなくてはなりません。
- ⑲出品店は、出品車両の自動車税が納税されていることを確認して出品してください。成約後、自動車税が未納で落札店が車検を受けることができないことが発覚した場合、別表IVで定めるペナルティーが課されます。

3. 走行距離入力における注意点

出品者は、出品車両の走行距離数の入力にあたり、出品時の走行距離計に示された距離数値を入力し、走行距離計の交換もしくは改ざんが明白な場合には、以下にしたがって、出品登録時にそのことを記載しなければなりません。

①走行距離計を交換した車両「\$」

認証工場または指定工場で走行距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面がある車両は、走行距離入力欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数値を入力し、メーター交換車を表す「\$」マークを付記するとともに、注意事項欄に「メーター交換車」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。なお、走行距離計の交換が証明できない場合は「改ざん車」となり、出品できません。

②セットアップ交換車

認証工場または指定工場で走行距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面があるセットアップ交換車両は、走行距離入力欄に走行距離計が示す距離数値を記載し、メーター交換車を表す「\$」マークを付記するとともに、注意事項欄に「セットアップ交換」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。なお、走行距離計の交換が証明できない場合は「改ざん車」となり、出品できません。

③走行距離計の改ざんが明白な車両「*」

メーター改ざん車は原則として出品できません。ただし、次項に定める条件を満たす車両に限り、メーター改ざん車を表す「*」マークを付記するとともに、注意事項欄に「メーター改ざん車」と記載したうえで出品できるものとします。

③-1 タコグラフ装着車

積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両は、タコグラフを新車時に取り付けたものとみなし、走行距離入力欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

ただし、タコグラフを途中交換している場合は、客観的に判断できる交換記録を必要とし、記録がある場合はメーター交換車、記録がない場合は、メーター改ざん車として記載します。

③-2 積算距離計表示桁不足の車両

積算距離が5桁もしくは6桁の車両で積算距離計が1周していない場合は、走行距離入力欄に積算距離計が示す距離数値を記載します。

ただし、積算距離計が何周したか不明な場合は、メーター改ざん車として記載します。

第3章 落札

1. 落札者注意事項

- ①落札車両と出品票の内容に相違がないか十分に確認してください。車両と出品票の内容に相違があった場合は、JUCにクレームの申立をすることができます。
- ②出品リスト（出品一覧表）と出品票の記載内容に相違がある場合は、原則として出品票の記載内容を優先します。
- ③クレーム申立にかかる費用（ディーラー見積り費用）は、落札者の負担となります。
- ④クレーム申立前もしくは申立中にJUCの許可なく修理加修を行ってはいけません。

第4章 クレーム

1. クレーム解決に向けて

クレームが発生した場合、JUCは、中立、公正な立場でクレームの裁定を行い、クレーム当事者は、JUCの裁定に従うものとします。出品者、落札者は、理解、協調の姿勢をもって、円満に解決することに努めるものとします。

また、業務提携先とのデータ連携により掲載されている車両のクレーム裁定について、自社出品車両が落札された場合は、展示車取引運営規程、利用細則、クレーム・ペナルティー裁定基準を採用し、業務提携先の出品車両を落札した場合は、業務提携先の規約・ルールに準じます。

2. クレーム申立方法

- ①落札者がクレーム申立をする場合、必ずJUCを通して申立をしてください。理由の如何を問わず、JUCの許可なしに出品者もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー3万円を課します。
- ②クレームの申立は、原則として落札車両1台に対して1回の申立とします。ただし、後日送付する書類等によって判明するクレーム等、JUCが認めた場合は、複数回の申立も可とします。

3. クレーム申立期間

(1) 基本となるクレーム申立期間

原則として落札店が指定した場所に到着した日を含めて3日以内の17:00までとしますが、クレーム事項の種類ごとに別の申立期間を定めます。また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日がJUCの休業日に当たる場合は、JUCの判断により申立期間の最終日がJUC翌営業日になることがあります。なお、JUCが手配した車両の到着が、諸般の事情により大幅に遅れる場合、JUCよりその旨を出品者に連絡します。出品者はこれに従わなければなりません。

(2) 具体的クレーム事項の申立期間

クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。

4. クレーム裁定

クレームでキャンセルとなった場合は、落札料および落札者がかかった諸経費は出品者負担となります。ただし、諸経費は事務局の認めたものとし（原則往復陸送費）、販売できなかったことによる落札者の逸失利益は含まれません。

5. クレーム免責事項

以下に該当する事項は、原則として契約解除、代金減額請求を受け付けません。

- ① クレーム事由がメーカー保証で対応できる場合。
ただし、その際にかかる保証継承代として1万円を出品者へ請求します。

- ② 落札車両が初年度登録より10年または走行距離が10万kmを経過している車両、並行輸入車の場合。ただし、出品登録時のセールスポイント欄の記載箇所、エンジン、ミッション等の重大箇所、並びに重要装備品の不具合、欠品等、または虚偽申告、誤入力、入力洩れ等、JUCが重大であると判断した場合クレームとします。
- ③ クレームの対象となる部品代（新品価格）が2万円未満の場合。ただし、出品登録時のセールスポイント欄の入力箇所は除きます。なお、部品代をほとんど伴わず修理代が大半を占める場合は、JUCが認める範囲で修理代を含めます。
- ④ クレーム申立前もしくは申立中に第三者へ転売、オークションに出品し成約した場合、または落札者自ら移転登録、抹消登録した場合。ただし、走行距離問題車、冠水車、接合車、盗難車、車検証から発覚する誤入力はクレームの対象とします。
- ⑤ 出品登録時に記載された修復歴の内容以外に修復部位が判明した場合。
- ⑥ 出品登録時に、「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合におけるエンジン・ミッションに関する不具合。なお、エンジンオーバーホールを要すものも含まれます。
- ⑦ 出品票のタイヤの残り溝の相違。ただし、JUCが重大であると判断した場合クレーム対象となる場合があります。
- ⑧ 落札者が、JUCに対してクレーム申立を行った日より、その後7日間経過時点で再度連絡がない場合。
- ⑨ 日本国外へ輸出された場合（国内税関通過を含む）。
- ⑩ 別表においてノークレームと定めた事項の場合。
- ⑪ その他JUCが申立却下と判断した事項の場合。

6. 代金減額請求の上限

落札価格20万円未満の代金減額請求は、落札車両価格の2分の1を限度とします。

7. クレームと制裁

JUCは、参加者の悪質なルール違反に対し、このルールで定められたクレーム裁定とは別に、展示車取引運営規程・利用細則に基づき制裁を課すことがあります。

第5章 その他

1. 福祉車両の消費税

福祉車両は、当該車両に付属する対象装置の不良、欠品等の不具合がJUCでは判断できないため、出品者による非課税申告がない限り消費税は計上します。ただし、落札者により非課税対象車であることが確認された場合は、出品者の承諾に関わらず消費税相当額を返還するものとします。課税車両および非課税車両の判断については、JUCにおいて各メーカーのお客様相談室に確認し、新車販売時非課税であると回答があった場合に限り非課税車両と判断します。なお、申立期間は書類発送日を含む7日となります。

第6章 雑 則

1. 施行

このルールは、平成26年9月15日から施行します。

平成27年6月17日 一部改正

平成28年3月1日 一部改正

平成28年4月21日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

平成29年8月1日 一部改正

平成30年5月1日 一部改正

別表Ⅰ 出品登録記載相違事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定
		評価点付	R点	10年・10万km超	
1	年式 (輸入車モデル年式含む)	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	キャンセル時：ペナルティ2万円+諸経費 出品者申告より年式が新しい場合は、ノーペナキャン セル+諸経費のみ受付する。
2	初年度登録月	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 値引時：1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円 ただし、登録月が申告より新しい場合はキャンセルの み
3	車名	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	JUCの裁定による。
4	グレード相違 (パッケージオプションを含む)	書類発送日含む 7日 または 車両到着日含む 3日	書類発送日含む 7日 または 車両到着日含む 3日	書類発送日含む 7日 または 車両到着日含む 3日	キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 ※車検証等、JUCが送付した書類から判別できない 場合は車両到着日を含む3日以内とする。
5	2WD/4WD	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費
6	ディーラー・並行相違	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	
7	型式・排気量	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	
8	ドア・形状	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	
9	定員・積載	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	
10	車歴	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	レンタ・事業用等
11	車検	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 値引時：1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円 ただし、車検残が申告より長い場合はキャンセルのみ <車検付申告が抹消であった場合> キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 値引時：個別対応
12	走行距離相違	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	ただし、JUCが相当と判断した場合に限る。
13	車体色相違	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	ノークレーム	車体色と色コード(カラー番号)が異なる場合は、色 コードを優先とする。
14	色替え	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	必要により現車確認とする。
15	シフト相違	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	フロア⇔コラム、AT⇔MT、5速⇔4速等
16	冷房の有無	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	
17	燃料相違	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	ガソリン⇔ディーゼル等
18	セールスポイント欄の不良・有無	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	セールスポイントに記載された装備品が不良、欠品の 場合は、年式・走行距離・評価点・落札価格を問わず クレームとする。
19	装備品欄の有無	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	装備品欄に記載された装備品が不良の場合は、別表Ⅲ のクレーム事項にて裁定する。
20	保証書の有無	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	<メーカー規定保証期間内の車両> キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 値引き時：5万円 <メーカー規定保証期間を経過している車両> キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 値引き時：2万円(低価格車は1万円)
21	長さ・幅・高さ・型式指定・ 類別区分相違	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、JUCが相当と判断した場合はクレームとな ることがある。

別表Ⅱ 重大クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定
		評価点付	R 点	10年・10万km超	
1	修復歴車	車両到着日含む 3日	-	車両到着日含む 3日	必要により現車確認とし、落札金額10万円未満であってもJUCが重大と判断した場合はクレームとする。
2	溶接パネル交換車 (リアフェンダー・サイドシル・エンドパネル等)	車両到着日含む 3日	ノークレーム	車両到着日含む 3日	評価点3.5点以上に限る。 落札金額10万円未満はノークレームとする。
3	再検査による評価点「1.5点」以上の差	車両到着日含む 3日	-	車両到着日含む 3日	
4	粗悪車	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、JUCによる現車確認の結果、相当と判断したもの。
5	メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ	落札日含む 6ヶ月 または 書類発送日含む 1ヶ月	落札日含む 6ヶ月 または 書類発送日含む 1ヶ月	落札日含む 6ヶ月 または 書類発送日含む 1ヶ月	キャンセル時：ペナルティー(出品者関与10万円・不関与5万円)+諸経費 出品者が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を課すことがある。 ※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、JUCが送付した書類から判明する場合は、JUCから書類発送後1ヵ月以内とする。
6	タコグラフ交換	落札日含む 6ヶ月 または 書類発送日含む 1ヶ月	落札日含む 6ヶ月 または 書類発送日含む 1ヶ月	落札日含む 6ヶ月 または 書類発送日含む 1ヶ月	キャンセル時：ペナルティー5万円+諸経費 ※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、JUCが送付した書類から判明する場合は、JUCから書類発送後1ヵ月以内とする。
7	冠水車	落札日から 3ヶ月	落札日から 3ヶ月	落札日から 3ヶ月	JUCが相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
8	接合車	落札日から 3ヶ月	落札日から 3ヶ月	落札日から 3ヶ月	JUCが相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
9	盗難車 遺失車両	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車両の出品者が全責任を負うものとし、第三者により当該車両及び移転登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キャンセルペナルティー10万円、JUCが認める諸経費をJUCに返還するものとする。
10	消火器の散布跡車	落札日から 3ヶ月	落札日から 3ヶ月	落札日から 3ヶ月	必要により現車確認とする。
11	エンジン乗せ替え (規格外)	書類発送日含む 1ヵ月	書類発送日含む 1ヵ月	書類発送日含む 1ヵ月	キャンセル時：ペナルティー2万円+諸経費
12	ミッション乗せ替え (規格外)	書類発送日含む 1ヵ月	書類発送日含む 1ヵ月	書類発送日含む 1ヵ月	FA⇔F5、AT⇔MT等 キャンセル時：ペナルティー2万円+諸経費
13	出品者関与の不法行為 (エアバック破裂の隠ぺい等)				故意に事実を隠蔽し、虚偽の申告を行い、落札者に損害を与える行為としてJUCが認めた場合、当該車両の出品者が全責任を負うものとする。また、利用停止等の制裁を課すものとする。

別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定
		評価点付	R点	10年・10万km超	
内装	1 内装焦げ・切れ・しみ・異臭	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	ただし、JUCが相当と判断した場合に限る。
	2 雨漏れ	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	ただし、JUCが相当と判断した場合に限る。必要により現車確認とする。
	3 ダッシュ・グローブボックス等の不良および内装の改造	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	ただし、JUCが相当と判断した場合に限る。
	4 内装標準装備の欠品(ヘッドレスト、シート等)	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。
	5 ジャッキ・工具・スペアタイヤ等の欠品	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ(パンタグラフ3千円・油圧5千円)、スペアタイヤ(普通車5千円・軽3千円)、コンプレッサー5千円
	6 8ナンバーキットの欠品	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	欠品の申告がなかった場合、現品支給または5万円を上限に値引きとする。
外装	7 ガラス	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	飛石・傷はノークレームとする。
	8 鉄粉・P付着	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	9 塩害	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	必要により現車確認とする。塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果、JUCが相当と判断したもの。
	10 レンズのヒビ・ドアミラー損傷	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	レンズの水滴はノークレームとする。
	11 タイヤ・ホイール規格外・スタッドレス	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	現品支給またはタイヤ・ホイールとも普通車1本5千円・軽自動車1本3千円の値引きとする。R点のスタッドレスはノークレームとする。
	12 外装標準装備品の欠品	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。
電装	13 P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	14 マルチTV・テレビ・ナビ不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	15 イモビ不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	メインキーが無い場合もクレームとし、キャンセルも可とする。(複数のメインキーがある場合、1つでもあれば可とする。)
	16 オーディオ不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限り値引き1万円とする。オートアンテナはノークレームとする。
	17 サンルーフ不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	18 エアコン不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	19 パワースライドドア不良(パワーバックドア含む)	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	20 セルモーター・ダイナモ不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	21 メーター類不良(積算計は除く)	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上のものとする。
機関	22 エンジン上部(タペット・バルブ・ヘッド不良)	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	23 エンジン下部(メタル・ピストン異常・焼き付き・圧縮不足等)	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	24 噴射ポンプの不良または燃料漏れ	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	25 ターボ・スーパーチャージャー不良および改造	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	26 ラジエーター・ウォーターポンプ不良	車両到着日含む3日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
機構	27 マフラー不良(腐食等)	車両到着日含む3日	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	28 クラッチ滑り	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	軽微な滑りは除く。
	29 MTミッション不良(ギア鳴き等)	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	オイル漏れはノークレームとする。
	30 ATミッション不良(滑り・ショック・タイムラグ等)	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	オイル漏れはノークレームとする。必要により現車確認とする。
	31 デフ・トランスファー・カップリング不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	オイル漏れはノークレームとする。ただし、カップリング不良については、10年・10万Km超はノークレームとする。

	クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定	
		評価点付	R点	10年・10万km超		
機 構	32	ドライブシャフト不良	車両到着日 含む3日	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。 1本につき1万円の値引または現品支給とする。
	33	ABS・ブレーキ不良	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。 パッド・ローター等の消耗品はノークレームとする。
	34	エアバック不良	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	車両到着日含む 3日	部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。 故意の隠蔽等、悪質であるとJUCが判断した場合は、 このクレーム裁定とは別に制裁を課すことがある。
	35	ショック・サス不良(エアサス・アクティブのみ)	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。 へたりはノークレームとする。
	36	パワステ・ギアボックス・ポンプ・4WS不良	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	37	キー違い(エンジンとドアキーが違う場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
	そ の 他	38	職権打刻(国産のみ)	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日
39		登録遅れ	書類発送日 含む7日 または 車両到着日 含む3日	書類発送日 含む7日 または 車両到着日 含む3日	書類発送日含む 7日 または 車両到着日含む 3日	マイナー・モデルチェンジから6ヵ月以上を経過したもの。 ※車検証等、JUCが送付した書類から判別できない場合は車両到着日を含む3日以内とする。
40		型式改・構造変更の表示なし	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	
41		型式指定・類別番号なし	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
42		記録簿の有無	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	値引き時：2万円
43		ワンオーナー	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	キャンセル時：ペナルティー2万円(低価格車は1万円) +諸経費
44		メーター(積算計)の故障	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	車両到着日含む 3日	
45		装備品欄に関する附属品の欠品	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	部品代2万円以上のものとする。ナビロム、リモコンなど
46		標準装備品に関する附属品の欠品 (ナビCD・リモコン・CD マガジン・リモコンキー等)	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	部品代2万円以上のものとする。 ナビロム、リモコン、リモコンキー、充電ケーブル、SDカードなど
47		標準装備品のスマートエントリー・インテリジェントキー欠品	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	部品代2万円以上のものとする。 セールスポイント欄、後日品欄に記載がある場合は、メカニカルキーなどの欠品がないこと。
48		ナビ付属品が後日送付のためナビ本体の動作確認ができない場合	部品発送日 を含む5日	部品発送日 を含む5日	部品発送日を含む 5日	セールスポイント欄に記載されたナビについては、10年・10万km超車両のクレーム受付期間についても部品発送日含む5日間とする。
49		社外品の申告漏れ	車両到着日 含む3日	ノークレーム	ノークレーム	ただし、JUCが相当と判断した場合に限る。
50		コーションプレート欠品の申告もれ	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	車両到着日含む 3日	
51		車検証備考欄の走行距離相違	書類発送日 含む1ヶ月	書類発送日 含む1ヶ月	書類発送日含む 1ヶ月	記録簿で確認できる場合：ノーペナキャンセル+諸経費 記録簿で確認できない場合：キャンセル時ペナルティー 5万円+諸経費
52		落札金額10万円以下の車両 (落札価格に手数料は含まない)				出品者の掲載相違については原則値引き対応。 修復歴、エンジン・ミッション等主要箇所の重大な不具合の場合はJUCの判断とする
53		前項各本文に該当する場合でも、JUCが相当と認めた場合				クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。

別表Ⅳ ペナルティー裁定基準

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
1	落札者都合によるキャンセル	該当車両の落札日から翌営業日 17:00 までに JUC に申立を行った場合に限り、売買契約の解除を行うことができる。 ただし、期日の最終日が JUC の休業日に当たる場合は、JUC の判断により申立期間の最終日が JUC 翌営業日になることがある。 ペナルティー5万円+成約料+落札料+JUC が認める諸経費（販売遺失利益は含まない）とする。
2	出品者都合によるキャンセル	該当車両の落札日から翌営業日 17:00 までに JUC に申立を行った場合に限り、売買契約の解除を行うことができる。 ただし、期日の最終日が JUC の休業日に当たる場合は、JUC の判断により申立期間の最終日が JUC 翌営業日になることがある。 ペナルティー5万円+成約料+落札料+JUC が認める諸経費（販売遺失利益は含まない）とする。
3	納税証明書が成約車両に添付されていない場合	①落札者は車検満了日の前月から請求することができる。（必ず JUC を介して申し出ること） 出品店は JUC から連絡があった日を含む 7 日以内に提出をしなければならない。 7 日以内に提出できない場合、ペナルティー1万円、以降1日経過毎に2千円を加算する（JUC の休業日は除く）。 ただし、納税証明書の提出ができない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。
3-②	自動車税が未納で車検が受けられない場合	ペナルティー1万円 以降1日経過毎に2千円を加算（JUC の休業日は除く）ただし、車検満了日の1か月前からペナルティー対象とする。
4	JUC の定める書類提出期限を超過しても書類を提出しない場合	ペナルティー1万円 以降1日経過毎に2千円を加算
5	落札日を含め21日を経過しても JUC に書類を提出しない場合	落札店のキャンセル申立を認め ペナルティー10万円+上記④の書類遅延ペナルティー+出品料+成約料+ 落札料+JUC が認める諸経費（販売遺失利益は含まない）
6	落札日の翌月末日、または出品申込書に記載された名義変更期限までに移転登録または抹消登録しない場合	名義変更期限より 1～7日遅延：ペナルティー1万円 8～14日遅延：ペナルティー2万円 15～21日遅延：ペナルティー3万円 以降、上記計算方法により1万円を加算
7	落札日の翌々月5日までに移転登録または抹消登録の完了証明（名変コピー等）JUC に提出しない場合	ペナルティー1万円
8	軽自動車において、税止め処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合	ペナルティー1万円
9	落札日含む7日を経過しても落札代金を決済しない場合	JU ナビ&JU トレードの利用を一時停止する。1日あたり、落札台数×2千円のペナルティー。なお、JUC は、落札代金決済の遅延が重なる者について、JU ナビ&JU トレードの会員登録の取消しをすることができる。
10	譲渡証、委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じによる差替え、紛失による再交付を依頼する場合	下記金額にて差替え依頼ができる。（必ず JUC を介して申出をすること） 印鑑証明書・・・3万円 委任状・・・2万円 譲渡証・・・2万円 その他証明書（謄本・抄本・住民票等）・・・2万円 入力申請書・・・2万円
11	出品者が、規定の名変期限より早期の名義変更を依頼し、落札者がそれを承諾した場合 （出品申込書に名変期限の記載があるもの、成約前に出品者からの申告があり落札希望者が承諾した場合は除く）	出品者より落札者へ1万円を支払う。
12	書類一式（移転・抹消）を紛失した場合	下記金額にて再交付の依頼ができる。 （必ず JUC を介して申出をすること） <普通車> 出品者名義の場合・・・5万円（実費含む） その他名義の場合・・・10万円（実費含む） <軽自動車> 出品者名義の場合・・・3万円（実費含む） その他名義の場合・・・5万円（実費含む） 抹消書類紛失の場合は、上記の限りではない場合がある。
13	落札車両の名義変更前に起こした違反（駐車違反、その他違反行為）等、出品者側に問い合わせ・直接連絡等の迷惑行為が発生した場合	ペナルティー3万円
14	抵当権設定があり移転登録等が出来ない場合	・出品店は JUC から連絡があった日を含む 7 日以内に抵当権設定を解除しなければならない。7 日以内に解除できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。 ・出品店が JUC から連絡した日を含む 1 ヶ月以内に抵当権解除が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。
15	自動車リサイクル法の引取り報告により移転登録等が出来ない場合	・出品店は JUC から連絡があった日を含む 7 日以内に移転登録等ができる状態にしなければならない。7 日以内に対応できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。 ・出品店が JUC から連絡した日を含む 1 ヶ月以内に状態回復が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。

16	成約前の交通違反等により車検が受けられない場合	<ul style="list-style-type: none">・ 出品店はJUCから連絡があった日を含む7日以内に車検が受けられる状態にしなければならない。7日以内に対応できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。・ 出品店がJUCから連絡した日を含む1ヵ月以内に状態回復が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。
----	-------------------------	---